

## 条例の改正に伴う旧・新対照表

○ <a href="#">舞鶴市職員の分限に関する条例</a> .....	1
○ <a href="#">舞鶴市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例</a> .....	5
○ <a href="#">舞鶴市介護保険条例</a> .....	8
○ <a href="#">舞鶴市障害支援区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例</a> .....	9
○ <a href="#">舞鶴市都市公園条例</a> .....	10
○ <a href="#">舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例</a> .....	20
○ <a href="#">舞鶴市印鑑条例</a> .....	22
○ <a href="#">舞鶴市文化施設条例</a> .....	24
○ <a href="#">舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例</a> .....	33
○ <a href="#">舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</a> .....	37

舞鶴市職員の分限に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第27条第2項、第28条第3項及び<u>同条第4項</u>の規定に基づき、舞鶴市の職員(以下「職員」という。)の分限に関し規定することを目的とする。</p> <p><u>(休職の場合)</u></p> <p>第2条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを休職することができる。</p> <p>(1) 学校、研究所、<u>その他</u>これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第27条第2項、第28条第3項及び<u>第4項並びに第29条の2第2項</u>の規定に基づき、舞鶴市の職員(以下「職員」という。)の分限に関し規定することを目的とする。</p> <p><u>(休職の事由)</u></p> <p>第2条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを休職することができる。</p> <p>(1) 学校、研究所<u>その他</u>これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(降給の種類)</u></p> <p><u>第3条の2 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする。</u></p> <p><u>(降格の事由)</u></p> <p><u>第3条の3 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合(職員が降任された</u></p>

旧	新
<p>(降任、免職及び休職の手続)</p> <p>第4条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2名を</p>	<p>場合を除く。)</p> <p>ア <u>職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。</u></p> <p>イ <u>心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合</u></p> <p>ウ <u>職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき(ア及びイに掲げる場合を除く。)</u></p> <p>(2) <u>職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合</u> (降号の事由)</p> <p><u>第3条の4 任命権者は、職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。</u> (降任、免職、休職及び降給の手続)</p> <p>第4条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合、<u>同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合又は第3条の3第1号イの規</u></p>

旧	新
<p>指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。</p> <p>2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(本人の意に反する降任又は免職の場合)</p> <p>第7条 法第28条第1項第1号の規定により職員を降任させ、又は免職することができる場合は、<u>人事評価</u>又は勤務の状況を示す事実に基づき、勤務実績がよくないと認められる場合であって、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、勤務実績がよくないことが明らかなきとする。</p> <p>2 法第28条第1項第2号の規定により職員を降任させ、又は免職することができる場合は、任命権者が指定する医師2名によって長期の療養若しくは休養を要する疾患又は療養若しくは休養によっても治癒し難い重度心身障害、<u>その他の心身の故障</u>があると診断され、その疾患又は故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなき場合とする。</p> <p>3 法第28条第1項第3号の規定により職員を降任させ、又は免職することができる場合は、<u>職員の適格性を判断するに足る</u>と認められる事実に基づき、その職に必要な適格性を欠くことが明らかなき場合であって、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、<u>適格性を欠く</u>ことが明らかなきとする。</p> <p>4 法第28条第1項第4号の規定により職員のうち、いずれを降任し、又は免職するかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p>	<p><u>定に該当するものとして職員を降給する場合</u>においては、医師2名を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。</p> <p>2 職員の意に反する降任、<u>免職、休職又は降給</u>の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(本人の意に反する降任又は免職の場合)</p> <p>第7条 法第28条第1項第1号の規定により職員を降任させ、又は免職することができる場合は、<u>職員の人事評価</u>又は勤務の状況を示す事実に基づき、勤務実績がよくないと認められる場合であって、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、勤務実績がよくないことが明らかなきとする。</p> <p>2 法第28条第1項第2号の規定により職員を降任させ、又は免職することができる場合は、任命権者が指定する医師2名によって長期の療養若しくは休養を要する疾患又は療養若しくは休養によっても治癒し難い重度心身障害<u>その他の心身の故障</u>があると診断され、その疾患又は故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなき場合とする。</p> <p>3 法第28条第1項第3号の規定により職員を降任させ、又は免職することができる場合は、<u>職員の適格性を判断するに足りる</u>と認められる事実に基づき、その職に必要な適格性を欠くことが明らかなき場合であって、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、<u>当該適格性を欠く</u>ことが明らかなきとする。</p> <p>4 法第28条第1項第4号の規定により職員のうち、いずれを降任させ、又は免職するかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(受診命令に従う義務)</p> <p><u>第10条の2 職員は、第4条第1項に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。</u></p>

旧	新
	改正附則 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

舞鶴市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例旧新対照表

旧			新				
(費用弁償)			(費用弁償)				
第5条 (略)			第5条 (略)				
2 前項に規定する旅費の支給については、舞鶴市旅費条例(昭和26年条例第40号)を準用する。 <u>この場合において、同条例中「舞鶴市の常勤の職員」とあるのは「舞鶴市の非常勤の職員」と読み替えるものとする。</u>			2 前項に規定する旅費の支給については、舞鶴市旅費条例(昭和26年条例第40号)の例による。				
3 (略)			3 (略)				
別表(第2条、第5条関係)			別表(第2条、第5条関係)				
職名	報酬額	旅費等級	職名	報酬額	旅費等級		
教育委員会委員	月額96,000円	1等	教育委員会委員	月額96,000円	1等		
代表監査委員	同 212,000円		代表監査委員	同 284,000円			
監査委員	同 45,000円		監査委員	同 45,000円			
選挙管理委員会委員長	同 61,000円		選挙管理委員会委員長	同 37,000円			
選挙管理委員会委員	同 51,000円		選挙管理委員会委員	同 33,000円			
公平委員会委員長	同 46,000円		公平委員会委員長	日額22,700円			
公平委員会委員	同 45,000円		公平委員会委員	同 22,200円			
農業委員会会長	年額252,000円		農業委員会会長	年額252,000円			
農業委員会会長職務代理者	同 242,000円		農業委員会会長職務代理者	同 242,000円			
農業委員会委員	同 210,000円		農業委員会委員	同 210,000円			
固定資産評価員	日額11,900円		固定資産評価員	日額11,900円			
固定資産評価審査委員会委員	同 11,900円		固定資産評価審査委員会委員	同 11,900円			
臨時補充選挙管理委員	同 10,300円		規則で定める等級	臨時補充選挙管理委員		同 10,800円	規則で定める等級
選挙長	同 11,900円			投票所の投票管理者		同 12,800円	
投票所の投票管理者	同 12,300円	投票所の投票立会人		同 10,900円			
期日前投票所の投票管理者	同 10,900円	期日前投票所の投票管理者		同 11,300円			
開票管理者	同 11,900円	期日前投票所の投票立会人		同 9,600円			
選挙立会人	同 10,300円	開票管理者		同 10,800円			

旧		新	
投票所の投票立会人	同 11,500円	開票立会人	同 8,900円
期日前投票所の投票立会人	同 10,200円	選挙長	同 10,800円
開票立会人	同 10,300円	選挙立会人	同 8,900円
附属機関の構成員	日額11,900円以内 で規則で定める額	附属機関の構成員	日額22,700円以内 で規則で定める額
顧問、参与、嘱託員、調査員及びこれらに準ずる者	別に規則で定める額	法令等により設けられた委員	日額又は年額として別に規則で定める額
		顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者	日額として別に規則で定める額
		<p><u>備考</u></p> <p>1 <u>投票所の投票管理者及び投票立会人並びに期日前投票所の投票管理者及び投票立会人(以下「投票管理者等」という。)が職務に従事した時間が、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項本文(同法第48条の2第6項において読み替えて準用する場合を含む。)に定める投票所の開設時間又は期日前投票所の開設時間に満たない場合においては、それぞれの報酬額に、投票管理者等が職務に従事した時間をそれぞれの開設時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を報酬額とする。</u></p> <p>2 <u>開票管理者、開票立会人、選挙長及び選挙立会人が開票日からその翌日まで連続して職務に従事した場合においては、これを1日とみなして、1日分の報酬を支給するものとする。</u></p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の別表投票所の投票管理者の項から選挙立</p>	

旧	新
	<p>会人の項までの規定及び同表備考の規定は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。</p> <p>3及び4 (略)</p>



舞鶴市介護保険条例旧新対照表

旧	新
<p><u>(介護認定審査会の委員の定数等)</u>            第2条 (略)  <u>2 認定審査会の委員の報酬は日額15,000円とし、旅費等級は2等とする。</u></p>	<p><u>(介護認定審査会の委員の定数)</u>            第2条 (略)            (削除)</p> <p>改正附則            (施行期日)            1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。            2から4まで (略)</p>

舞鶴市障害支援区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例旧新対照表

旧	新
<p><u>舞鶴市障害支援区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例</u> (<u>審査会の委員定数</u>)</p> <p><u>第1条</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第15条の規定により舞鶴市が設置する舞鶴市障害支援区分判定等審査会(以下「<u>審査会</u>」という。)の委員の定数は、10人以内とする。</p> <p>(<u>審査会の委員報酬等</u>)</p> <p><u>第2条</u> <u>審査会の委員の報酬は日額15,000円とし、旅費等級は2等とする。</u></p>	<p><u>舞鶴市障害支援区分判定等審査会の委員の定数を定める条例</u></p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第15条の規定により舞鶴市が設置する舞鶴市障害支援区分判定等審査会の委員の定数は、10人以内とする。</p> <p>(削除)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 2から4まで (略)</p>

舞鶴市都市公園条例旧新対照表

旧	新
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第2条の2 東舞鶴公園、五老ヶ岳公園、舞鶴赤れんがパーク、青葉山ろく公園、舞鶴文化公園、泉源寺公園、<u>舞鶴自然文化園</u>、舞鶴親海公園、前島みなと公園及び伊佐津川運動公園(以下「指定管理者管理公園」という。)の管理は、法人その他の団体であって、舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年条例第24号)第3条第1項の規定に基づき市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。</p> <p>(開館・開場時間及び休館・休場日)</p> <p>第2条の4 舞鶴自然文化園並びに有料公園施設(舞鶴引揚記念館を除く。<u>次項</u>において同じ。)及び無料公園施設の開館・開場時間は、別表第2の2のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、開館・開場時間を変更することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(有料公園施設等の利用許可)</p> <p>第4条の2 <u>指定管理者管理公園</u>の有料公園施設及びその附属設備(以下「有料公園施設等」という。)並びに無料公園施設を利用しようとする者は、あらかじめ<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合又は特別の設備等を設けようとする場合も、また同様とする。</p> <p>2 屋外運動施設、弓道場、赤れんが施設、舞鶴文化公園体育館及び多目的屋内施設の利用の許可(以下「利用許可」という。)は、それぞれ別表第3第1項、別表第4第1項、別表第6第1項、<u>別表第10第1項及び別表第11第1項</u>の利用時間区分を単位として行うものとする。ただし、施設の利用状況に応じ、指定管理者が必要と認めると</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第2条の2 東舞鶴公園、五老ヶ岳公園、舞鶴赤れんがパーク、青葉山ろく公園(<u>陶芸館を除く。</u>)、舞鶴文化公園、泉源寺公園、舞鶴親海公園、前島みなと公園及び伊佐津川運動公園(以下「指定管理者管理公園」という。)の管理は、法人その他の団体であって、舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年条例第24号)第3条第1項の規定に基づき市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。</p> <p>(開館・開場時間及び休館・休場日)</p> <p>第2条の4 舞鶴自然文化園並びに有料公園施設(舞鶴引揚記念館を除く。<u>次項及び第4条の2第1項</u>において同じ。)及び無料公園施設の開館・開場時間は、別表第2の2のとおりとする。ただし、指定管理者(<u>舞鶴自然文化園及び陶芸館</u>にあっては、<u>市長</u>)が必要と認めるときは、開館・開場時間を変更することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(有料公園施設等の利用許可)</p> <p>第4条の2 有料公園施設及びその附属設備(以下「有料公園施設等」という。)並びに無料公園施設を利用しようとする者は、あらかじめ<u>指定管理者</u>(<u>陶芸館及びその附属設備、ツバキ園並びにアジサイ園</u>にあっては、<u>市長</u>。以下この条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合又は特別の設備等を設けようとする場合も、また同様とする。</p> <p>2 屋外運動施設、弓道場、赤れんが施設、舞鶴文化公園体育館及び多目的屋内施設の利用の許可(以下「利用許可」という。)は、それぞれ別表第3第1項、別表第4第1項、別表第6第1項、<u>別表第9第1項及び別表第10第1項</u>の利用時間区分を単位として行うものとする。ただし、施設の利用状況に応じ、指定管理者が必要と認めると</p>

旧	新
<p>きは、赤れんが施設(赤れんが 3 号棟(まいづる智恵蔵)の企画展示室に限る。)を除き、これらの項に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時から 1 時間を単位として<u>利用承認</u>をすることができる。</p> <p>3 から 5 まで (略)</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>(使用料の減免等)</p> <p>第 10 条 市長は、法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 3 条第 2 項若しくは第 3 項の許可を受けた者の責めでない事由によってそれらの許可に係る行為又はそれらを利用することができなくなった場合若しくはその他市長が必要と認める場合においては、<u>前条第 1 項</u>の使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第 10 条の 2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定管理者管理公園の有料公園施設の利用料金は別表第 3 から<u>別表第 12</u>までに掲げる金額の範囲内で、指定管理者管理公園の有料公園施設の附属設備の利用料金は規則に定める金額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p>	<p>きは、赤れんが施設(赤れんが 3 号棟(まいづる智恵蔵)の企画展示室に限る。)を除き、これらの項に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時から 1 時間を単位として<u>利用許可</u>をすることができる。</p> <p>3 から 5 まで (略)</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第 9 条の 2 陶芸館及びその附属設備の利用許可を受けた者は、別表第 2 の 3 に定める使用料を、ツバキ園及びアジサイ園の利用許可を受けた者は、別表第 2 の 4 に定める使用料を、納付しなければならない。</u></p> <p>(使用料の減免等)</p> <p>第 10 条 市長は、法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 3 条第 2 項若しくは第 3 項の許可を受けた者の責めでない事由によってそれらの許可に係る行為又はそれらを利用することができなくなった場合若しくはその他市長が必要と認める場合においては、<u>第 9 条第 1 項</u>の使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p><u>2 次条第 4 項、第 10 条の 3 及び第 10 条の 4 の規定は、前条の使用料の納付、減免及び不還付について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第 10 条の 2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定管理者管理公園の有料公園施設の利用料金は別表第 3 から<u>別表第 10</u>までに掲げる金額の範囲内で、指定管理者管理公園の有料公園施設の附属設備の利用料金は規則に定める金額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p>

旧	新																																
<p>4 (略) (指定管理者不在等期間の管理)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 第2条の4(第2項を除く。)、第4条の2、第4条の3及び第10条の2(第2項を除く。)から第10条の4までの規定は、前項の規定により市長が指定管理者管理公園の管理を行う場合について準用する。<u>この場合において、第2条の4第1項ただし書、第4条の2第1項から第4項まで及び第4条の3ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条の2第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料(五老ヶ岳公園展望タワーにあつては、入館料。以下同じ。)」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第4項、第10条の3及び第10条の4中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>別表第2の2(第2条の4関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">都市公園又は施設の名称</th> <th style="text-align: center;">開館・開場時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋外運動施設 野球場</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>人工芝テニスコート</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>陸上競技場</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>人工芝グラウンド</td> <td>(1) 3月1日から4月30日まで及び</td> </tr> <tr> <td>多目的グラウンド</td> <td>9月1日から9月30日までの期間</td> </tr> <tr> <td>クレーテニスコート</td> <td>午前7時から午後6時まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 5月1日から8月31日までの期間 午前7時から午後7時まで</td> </tr> </tbody> </table>	都市公園又は施設の名称	開館・開場時間	屋外運動施設 野球場	午前9時から午後5時まで	人工芝テニスコート	午前9時から午後9時まで	陸上競技場	午前9時から午後9時まで	人工芝グラウンド	(1) 3月1日から4月30日まで及び	多目的グラウンド	9月1日から9月30日までの期間	クレーテニスコート	午前7時から午後6時まで		(2) 5月1日から8月31日までの期間 午前7時から午後7時まで	<p>4 (略) (指定管理者不在等期間の管理)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 第2条の4(第2項を除く。)、第4条の2、第4条の3及び第10条の2(第2項を除く。)から第10条の4までの規定は、前項の規定により市長が指定管理者管理公園の管理を行う場合について準用する。<u>この場合において、第2条の4第1項ただし書中「指定管理者(舞鶴自然文化園及び陶芸館にあつては、市長)」とあり、第4条の2第1項中「指定管理者(陶芸館及びその附属設備、ツバキ園並びにアジサイ園にあつては、市長。以下この条において同じ。)」とあり、並びに同条第2項から第4項まで及び第4条の3ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条の2第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第4項、第10条の3及び第10条の4中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>別表第2の2(第2条の4関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">都市公園又は施設の名称</th> <th style="text-align: center;">開館・開場時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋外運動施設 野球場</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>人工芝テニスコート</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>陸上競技場</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>人工芝グラウンド</td> <td>(1) 3月1日から4月30日まで及び</td> </tr> <tr> <td>多目的グラウンド</td> <td>9月1日から同月30日までの期間</td> </tr> <tr> <td>クレーテニスコート</td> <td>午前7時から午後6時まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 5月1日から8月31日までの期間 午前7時から午後7時まで</td> </tr> </tbody> </table>	都市公園又は施設の名称	開館・開場時間	屋外運動施設 野球場	午前9時から午後5時まで	人工芝テニスコート	午前9時から午後9時まで	陸上競技場	午前9時から午後9時まで	人工芝グラウンド	(1) 3月1日から4月30日まで及び	多目的グラウンド	9月1日から同月30日までの期間	クレーテニスコート	午前7時から午後6時まで		(2) 5月1日から8月31日までの期間 午前7時から午後7時まで
都市公園又は施設の名称	開館・開場時間																																
屋外運動施設 野球場	午前9時から午後5時まで																																
人工芝テニスコート	午前9時から午後9時まで																																
陸上競技場	午前9時から午後9時まで																																
人工芝グラウンド	(1) 3月1日から4月30日まで及び																																
多目的グラウンド	9月1日から9月30日までの期間																																
クレーテニスコート	午前7時から午後6時まで																																
	(2) 5月1日から8月31日までの期間 午前7時から午後7時まで																																
都市公園又は施設の名称	開館・開場時間																																
屋外運動施設 野球場	午前9時から午後5時まで																																
人工芝テニスコート	午前9時から午後9時まで																																
陸上競技場	午前9時から午後9時まで																																
人工芝グラウンド	(1) 3月1日から4月30日まで及び																																
多目的グラウンド	9月1日から同月30日までの期間																																
クレーテニスコート	午前7時から午後6時まで																																
	(2) 5月1日から8月31日までの期間 午前7時から午後7時まで																																

旧		新												
	(3) 10月1日から11月30日までの期間 午前8時から午後5時まで (4) 12月1日から翌年の2月末日までの期間 午前9時から午後5時まで		(3) 10月1日から11月30日までの期間 午前8時から午後5時まで (4) 12月1日から翌年の2月末日までの期間 午前9時から午後5時まで											
漁村活性化センター	午前10時から午後8時まで	漁村活性化センター	午前10時から午後8時まで											
		別表第2の3(第9条の2関係) 陶芸館使用料												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>1人1回400円</td> <td>1人1回300円</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1人1回100円</td> <td>1人1回70円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	使用料		個人	団体	大人	1人1回400円	1人1回300円	小人	1人1回100円	1人1回70円
区分	使用料													
	個人	団体												
大人	1人1回400円	1人1回300円												
小人	1人1回100円	1人1回70円												
		備考 1 「大人」とは、高等学校の生徒以上の者をいう。 2 「小人」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。 4 義務教育就学前の者は、無料とする。 5 附属設備の使用料の額は、規則で定める。												
		別表第2の4(第9条の2関係) ツバキ園及びアジサイ園使用料												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>1人1回500円</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1人1回250円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	使用料	大人	1人1回500円	小人	1人1回250円					
区分	使用料													
大人	1人1回500円													
小人	1人1回250円													
		備考 1 「大人」とは、高等学校の生徒以上の者をいう。 2 「小人」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。 3 義務教育就学前の者は、無料とする。												

旧				新											
<u>別表第 8(第 10 条の 2 関係)</u> 陶芸館(工芸室)利用料金				(削除)											
区分		利用料金		区分		利用料金									
		個人	団体			個人	団体								
大人		1 人 1 回 400 円	1 人 1 回 300 円	大人		1 人 1 回 400 円	1 人 1 回 300 円								
小人		1 人 1 回 100 円	1 人 1 回 70 円	小人		1 人 1 回 100 円	1 人 1 回 70 円								
備考															
1 「大人」とは、高等学校の生徒以上の者をいう。															
2 「小人」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。															
3 「団体」とは、20 人以上の場合をいう。															
4 義務教育就学前の者は、無料とする。															
<u>別表第 9(第 10 条の 2 関係)</u> (略)				<u>別表第 8(第 10 条の 2 関係)</u> (略)											
<u>別表第 10(第 10 条の 2 関係)</u> 舞鶴文化公園体育館利用料金				<u>別表第 9(第 10 条の 2 関係)</u> 舞鶴文化公園体育館利用料金											
1 基本額は、次のとおりとする。				1 基本額は、次のとおりとする。											
施設区分		利用時間区分		施設区分		利用時間区分									
		午前(午前 9 時から正午まで)	午後(午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間(午後 6 時から午後 9 時まで)	全日(午前 9 時から午後 9 時まで)	午前(午前 9 時から正午まで)	午後(午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間(午後 6 時から午後 9 時まで)	全日(午前 9 時から午後 9 時まで)						
柔道場	全面利用	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	3,450	4,600	4,800	12,850	柔道場	全面利用	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	3,450	4,600	4,800	12,850
		入場料を徴収する場合	13,800	18,400	19,200	51,400			入場料を徴収する場合	13,800	18,400	19,200	51,400		

旧							新								
部分利用	合	アマチ競技場の ユアス2分の1を スポーツ利用する場 に利用合		2,100	2,800	2,850	7,750	部分利用	合	アマチ競技場の ユアス2分の1を スポーツ利用する場 に利用合		2,100	2,800	2,850	7,750
	する場	個 児童・	200	200	200	—	する場		個 児童・	200	200	200	—		
	合（入 場料を 徴収し ない場 合）	人 生徒 一般	300	300	300	—	合（入 場料を 徴収し ない場 合）		人 生徒 一般	300	300	300	—		
トレーニング室	全面利用	競技場を全面利用する場合の利用料金の 2割相当額						レス 全面 リ利 ン用 グ場 部	全	アマチユアス スポーツ に利用 する場 合	入場料を徴 収しない場 合	1,350	1,850	1,900	5,100
	個人利用 (1人につ き)	児童・生徒 一般	200	200	200	—	に利用 する場 合		入場料を徴 収する場合	5,400	7,400	7,600	20,400		
							部		アマチ個	児童・	200	200	200	—	



旧					新						
第1会議室	1,350	1,900	2,100	5,350	分 利 用	ユ ア ス 人 が 利 用 す る 場 合 ( 入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合 )	生 徒 一 般	300	300	300	—
第2会議室	750	1,000	1,200	2,950							
ト レ ー ニ ン グ 室	全面利用		競技場を全面利用する場合の利用料金の 2割相当額								
	個人利用				児童・生徒	150	150	150	—		
	(1人につき)		一般	200	200	200	—				
第1会議室	1,350	1,900	2,100	5,350							
第2会議室	750	1,000	1,200	2,950							
備考					備考						
1 「入場料」とは、入場料、会費又はこれらに類するものをいう。					1 「入場料」とは、入場料、会費又はこれらに類するものをいう。						
2 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。					2 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。						

旧	新
<p>3 この表に定める利用時間以外の時間に利用した場合の基本額は、1時間につき、午前9時までの利用にあつては午前の利用時間区分による利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、午後9時以降の利用にあつては夜間の利用時間区分による利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。</p> <p>4 児童・生徒が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の5割相当額とする。</p> <p>5 その他の催物に利用する場合において、営利・営業・宣伝等の目的で利用するときの基本額は、入場料を徴収しないときであっても、入場料の最高額が2,000円未満の場合の額とする。</p> <p>2 1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの利用料金は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。</p> <p>3 特別な設備の準備又は撤去のために利用する場合の利用料金は、第1項の基本額又は前項の規定により算出した額の5割相当額とする。</p> <p>4 利用者が市外居住者である場合の利用料金は、利用時間区分を単位とする利用にあつては、第1項の基本額又は前項の規定により算出した額に第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とし、1時間を単位とする利用にあつては、第2項又は前項の規定により算出した額に第2項の規定により算出した額の5割相当額を加算した額とする。</p> <p>5 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間1時間につき、利用時間区分を単位とする利用にあつては、その直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による利用</p>	<p>3 この表に定める利用時間以外の時間に利用した場合の基本額は、1時間につき、午前9時までの利用にあつては午前の利用時間区分による利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、午後9時以降の利用にあつては夜間の利用時間区分による利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。</p> <p>4 児童・生徒が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の5割相当額とする。</p> <p>5 その他の催物に利用する場合において、営利・営業・宣伝等の目的で利用するときの基本額は、入場料を徴収しないときであっても、入場料の最高額が2,000円未満の場合の額とする。</p> <p>2 1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの利用料金は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。</p> <p>3 特別な設備の準備又は撤去のために利用する場合の利用料金は、第1項の基本額又は前項の規定により算出した額の5割相当額とする。</p> <p>4 利用者が市外居住者である場合の利用料金は、利用時間区分を単位とする利用にあつては、第1項の基本額又は前項の規定により算出した額に第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とし、1時間を単位とする利用にあつては、第2項又は前項の規定により算出した額に第2項の規定により算出した額の5割相当額を加算した額とする。</p> <p>5 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間1時間につき、利用時間区分を単位とする利用にあつては、その直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による利用</p>

旧	新						
<p>料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1 時間を単位とする利用にあつては、その直前の 1 時間当たりの利用料金相当額とする。この場合において、当該超過した時間に 1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。</p> <p>6 前各項の規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものと</p> <p><u>別表第 11</u>(第 10 条の 2 関係) (略)</p> <p><u>別表第 12</u>(第 10 条の 2 関係) ツバキ園及びアジサイ園利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td style="text-align: right;">1 人 1 回 500 円</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td style="text-align: right;">1 人 1 回 250 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「大人」とは、高等学校の生徒以上の者をいう。</li> <li>2 「小人」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。</li> <li>3 義務教育就学前の者は、無料とする。</li> </ol>	区分	利用料金	大人	1 人 1 回 500 円	小人	1 人 1 回 250 円	<p>料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1 時間を単位とする利用にあつては、その直前の 1 時間当たりの利用料金相当額とする。この場合において、当該超過した時間に 1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。</p> <p>6 前各項の規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものと</p> <p><u>別表第 10</u>(第 10 条の 2 関係) (略) (削除)</p> <p style="text-align: center;">改正附則 (施行期日)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 別表第 10 トレーニング室の項の改正規定及び次項の規定 公布の日</li> <li>(2) 別表第 10 柔道場の項の次に次のように加える改正規定 規則で定める日</li> </ol> </li> </ol>
区分	利用料金						
大人	1 人 1 回 500 円						
小人	1 人 1 回 250 円						

旧	新
	<p>(準備行為)</p> <p>2 この条例による改正後の舞鶴市都市公園条例の規定による舞鶴文化公園体育館のレスリング場の利用の許可の申請、利用の許可その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日前においても、行うことができる。</p>

舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例旧新対照表

旧	新
<p>(管理者) 第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 <u>平成33年3月31日</u>までの間は、第5条第2項(第32条において準用する場合を含む。)の規定に<u>関わらず</u>、介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第5条第1項(第32条において準用する場合を含む。)に規定する管理者とすることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(管理者) 第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を同項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 <u>令和9年3月31日</u>までの間は、第5条第2項(第32条において準用する場合を含む。)の規定に<u>かかわらず</u>、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第5条第1項(第32条において準用する場合を含む。)に規定する管理者とすることができる。</p> <p>3 <u>令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における第5条第1項(第32条において準用する場合を含む。)に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。)が、主任介護支援専門員でないものに限る。）」については、第5条第2項」と、「介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第5条第1項(第32条において準用する場合を含む。)に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。</u></p> <p>4 (略)</p>

旧	新
	<p data-bbox="1218 276 1330 304">改正附則</p> <p data-bbox="1133 312 2002 454">この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定(ただし書を加える部分を除く。)、附則第2項の改正規定及び附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。</p>

舞鶴市印鑑条例旧新対照表

旧	新
<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録証明)</p> <p>第14条 <u>市長は、前条第1項の規定により印鑑登録証明の申請があったときは、速やかにこれを証明するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の証明は、登録者に係る印鑑原票に登録されている印影の写し(印鑑原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)について証明した印鑑登録証明書を交付することにより行うものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の印鑑登録証明書には、第7条第1項第4号から第7号までに掲</u></p>	<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を利用して、多機能端末機(市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑の登録の証明を申請することができる。</u></p> <p>(印鑑登録証明)</p> <p>第14条 <u>市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに登録者に係る印鑑原票に登録されている印影の写し(印鑑原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)について証明した証明書(以下「印鑑登録証明書」という。)を交付することにより印鑑の登録の証明を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>市長は、前条第3項の規定による申請があったときは、多機能端末機において印鑑登録証明書を交付することにより印鑑の登録の証明を行うものとする。</u></p> <p>3 印鑑登録証明書には、第7条第1項第4号から第7号までに掲げる事</p>

旧	新
<p>げる事項を合わせて記載するものとする。</p> <p>4 市長は、やむを得ない事由により<u>第2項の規定による証明をすることができないときは、登録者が提示する印鑑の印影が当該登録者の印鑑原票の印影と相違ないことを証明することができる。</u></p> <p>(印鑑登録証明の拒否)</p> <p>第15条 市長は、登録証が著しく汚損し、又は毀損して識別が困難であるときその他不相当と認めるときは、<u>印鑑登録証明</u>をしないものとする。</p>	<p>項を合わせて記載するものとする。</p> <p>4 市長は、やむを得ない事由により<u>第1項又は第2項の規定による証明を行うことができないときは、登録者が提示する印鑑の印影が当該登録者の印鑑原票の印影と相違ないことの証明を行うことができる。</u></p> <p>(印鑑登録証明の拒否)</p> <p>第15条 市長は、登録証が著しく汚損し、又は毀損して識別が困難であるときその他不相当と認めるときは、<u>印鑑の登録の証明</u>をしないものとする。</p> <p>改正附則 この条例は、令和2年11月16日から施行する。</p>



舞鶴市文化施設条例旧新対照表

旧	新
<p>(<u>指定管理者による管理</u>)</p> <p><u>第3条 施設の管理は、法人その他の団体であつて、舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年条例第24号)第3条第1項の規定に基づき市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。</u></p> <p>(<u>指定管理者が行う業務</u>)</p> <p><u>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>第2条各号に掲げる事業に関する業務</u></p> <p>(2) <u>施設及びその附属設備(以下「施設等」という。)の利用の承認に関する業務</u></p> <p>(3) <u>施設等の維持管理に関する業務</u></p> <p>(4) <u>その他施設等の管理運営上市長が必要と認める業務</u></p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p><u>第5条 施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、変更することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(利用承認)</p> <p><u>第6条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合又は特別の設備等を設けようとする場合も、また同様とする。</u></p> <p>2 施設の利用の承認(以下「利用承認」という。)は、別表第1第1項及び別表第2第1項の利用時間区分を単位として行うものとする。ただし、舞鶴東コミュニティセンターについては、当該施設の利用状況に応じ、<u>指定管理者</u>が必要と認めるときは、同項に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時から1時間を単位として利用承</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p><u>第3条 施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、変更することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(利用承認)</p> <p><u>第4条 施設及びその附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合又は特別の設備等を設けようとする場合も、また同様とする。</u></p> <p>2 施設の利用の承認(以下「利用承認」という。)は、別表第1第1項及び別表第2第1項の利用時間区分を単位として行うものとする。ただし、舞鶴東コミュニティセンターについては、当該施設の利用状況に応じ、<u>市長</u>が必要と認めるときは、同項に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時から1時間を単位として利用承認を</p>

旧	新
<p>認をすることができる。</p> <p>3 <u>指定管理者</u>は、施設等の利用承認をする場合において、施設等の管理運営上必要と認めるときは、その利用について条件を付することができる。</p> <p>(利用承認の制限)</p> <p><u>第7条</u> <u>指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設等の利用を承認しないものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(<u>利用期間</u>)</p> <p><u>第8条</u> <u>施設等</u>を引き続き利用できる期間は、6日とする。ただし、<u>指定管理者</u>は、特別の理由があると認めるときは、<u>変更</u>することができる。</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p><u>第9条</u> <u>指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設等の利用承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>2 前項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合において、同項の規定による措置によって損害が生じても、<u>指定管理者</u>はその賠償の責めを負わない。</p> <p>(<u>利用料金等</u>)</p>	<p>することができる。</p> <p>3 <u>市長</u>は、施設等の利用承認をする場合において、施設等の管理運営上必要と認めるときは、その利用について条件を付することができる。</p> <p>(利用承認の制限)</p> <p><u>第5条</u> <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設等の利用を承認しないものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p><u>第6条</u> <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設等の利用承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>2 前項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合において、同項の規定による措置によって損害が生じても、<u>市長</u>はその賠償の責めを負わない。</p> <p>(<u>使用料</u>)</p> <p><u>第7条</u> <u>施設等の利用承認を受けた者</u>(以下「利用者」という。)は、<u>別表第1及び別表第2に定める使用料を当該利用承認の際に納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、当該使用料を減免することができる。</u></p>

旧	新
<p><u>第 10 条 施設等の利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</u></p> <p><u>2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。</u></p> <p><u>3 施設の利用料金は別表第 1 及び別表第 2 に掲げる金額の範囲内で、施設の附属設備の利用料金は規則に定める金額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u></p> <p><u>4 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> (利用料金の減免)</p> <p><u>第 11 条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減免することができる。</u> (利用料金の不返還)</p> <p><u>第 12 条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、特別の事情があると認めるときは、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。</u> (目的外利用等の禁止)</p> <p><u>第 13 条 (略)</u> (入館の制限等)</p> <p><u>第 14 条 指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対し、施設への入館を拒み、又は施設からの退館を命じることができる。</u> (原状回復の義務)</p> <p><u>第 15 条 利用者は、その利用が終了したとき、又は利用承認を取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(使用料の還付)</p> <p><u>第 8 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(目的外利用等の禁止)</p> <p><u>第 9 条 (略)</u> (入館の制限等)</p> <p><u>第 10 条 市長は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対し、施設への入館を拒み、又は施設からの退館を命ずることができる。</u> (原状回復の義務)</p> <p><u>第 11 条 利用者は、施設等の利用が終了したとき、又は利用承認を取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。</u></p>

旧	新				
<p>(損害賠償)</p> <p><u>第 16 条 (略)</u></p> <p><u>(指定管理者不在等期間の管理)</u></p> <p><u>第 17 条 第 3 条の規定にかかわらず、舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で指定管理者が不在等となったときは、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間における施設等の管理は、市長が行う。</u></p> <p><u>2 第 5 条から第 12 条まで(第 5 条第 2 項及び第 10 条第 2 項を除く。)及び第 14 条の規定は、前項の規定により市長が施設等の管理を行う場合について準用する。この場合において、第 5 条第 1 項ただし書、第 6 条、第 7 条、第 8 条ただし書及び第 9 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 10 条第 1 項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、同条第 3 項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第 4 項、第 11 条及び第 12 条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 14 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第 18 条 (略)</u></p> <p><u>別表第 1(第 10 条関係)</u></p> <p><u>舞鶴市総合文化会館利用料金表</u></p> <p>1 基本額は、次のとおりとする。</p>	<p>(損害賠償)</p> <p><u>第 12 条 (略)</u></p> <p>(削除)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第 13 条 (略)</u></p> <p><u>別表第 1(第 7 条関係)</u></p> <p><u>舞鶴市総合文化会館使用料表</u></p> <p>1 基本額は、次のとおりとする。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 1303 481 1342">施設区分</td> <td data-bbox="481 1303 1117 1342">利用時間区分</td> </tr> </table>	施設区分	利用時間区分	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1122 1303 1377 1342">施設区分</td> <td data-bbox="1377 1303 2011 1342">利用時間区分</td> </tr> </table>	施設区分	利用時間区分
施設区分	利用時間区分				
施設区分	利用時間区分				

旧						新					
		午前 (午前 9 時から正午まで)	午後 (午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間 (午後 6 時から午後 10 時まで)	全日 (午前 9 時から午後 10 時まで)			午前 (午前 9 時から正午まで)	午後 (午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間 (午後 6 時から午後 10 時まで)	全日 (午前 9 時から午後 10 時まで)
大ホール		円	円	円	円	大ホール		円	円	円	円
	平日	29,200	39,000	46,800	115,000		平日	29,200	39,000	46,800	115,000
	土曜日	35,100	46,800	56,100	138,000		土曜日	35,100	46,800	56,100	138,000
	日曜日 祝日						日曜日 祝日				
舞台のみ	平日	4,550	6,100	7,300	17,950	舞台及び 1階席のみ を利用する 場合	平日	26,250	35,100	42,100	103,450
	土曜日	5,450	7,300	8,750	21,500		土曜日	31,550	42,100	50,450	124,100
	日曜日						日曜日				
	祝日						祝日				
練習室	2,550	3,400	3,400	9,350	練習室	2,550	3,400	3,400	9,350		
楽屋 1	500	700	700	1,900	楽屋 1	500	700	700	1,900		
楽屋 2	500	700	700	1,900	楽屋 2	500	700	700	1,900		
楽屋 3	900	1,250	1,250	3,400	楽屋 3	900	1,250	1,250	3,400		
楽屋 4	500	700	700	1,900	楽屋 4	500	700	700	1,900		
楽屋(和室 1)	700	950	950	2,600	楽屋(和室 1)	700	950	950	2,600		
楽屋(和室 2)	700	950	950	2,600	楽屋(和室 2)	700	950	950	2,600		
会議室	550	750	750	2,050	会議室	550	750	750	2,050		
ホワイエ	2,650	3,550	3,550	9,750	ホワイエ	2,650	3,550	3,550	9,750		

旧	新																												
<p>備考</p> <p>1 学校教育法(昭和22年法律第26号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する学校等の児童、生徒又は学生が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の5割相当額とする。</p> <p>2 大ホールを利用する場合(舞台のみを利用する場合を除く。)は、練習室、楽屋、会議室及びホワイエの<u>利用料金</u>は徴収しない。</p> <p>2 施設を練習又は準備のために利用する場合の<u>利用料金</u>は、前項の基本額の5割相当額とする。</p> <p>3 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の<u>利用料金</u>は、第1項の基本額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料、会費等の額が1,000円未満</td> <td style="text-align: center;">12割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満</td> <td style="text-align: center;">13割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満</td> <td style="text-align: center;">15割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満</td> <td style="text-align: center;">17割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が10,000円以上</td> <td style="text-align: center;">20割</td> </tr> <tr> <td>営利・営業・宣伝等の目的</td> <td style="text-align: center;">15割</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 利用者が市外居住者である場合の<u>利用料金</u>は、第1項の基本額又は第2項若しくは前項の規定により算出した額に、第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>5 利用時間を超過した場合の<u>利用料金</u>は、当該超過した時間1時間につきその直前(利用区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による<u>利用料金</u>を当該利用時間区分の時間数で除して得た額</p>	区分	割合	入場料、会費等の額が1,000円未満	12割	入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割	入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割	入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割	入場料、会費等の額が10,000円以上	20割	営利・営業・宣伝等の目的	15割	<p>備考</p> <p>1 学校教育法(昭和22年法律第26号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する学校等の児童、生徒又は学生が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の5割相当額とする。</p> <p>2 大ホールを利用する場合(舞台のみを利用する場合を除く。)は、練習室、楽屋、会議室及びホワイエの<u>使用料</u>は徴収しない。</p> <p>2 施設を練習又は準備のために利用する場合の<u>使用料</u>は、前項の基本額の5割相当額とする。</p> <p>3 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の<u>使用料</u>は、第1項の基本額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料、会費等の額が1,000円未満</td> <td style="text-align: center;">12割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満</td> <td style="text-align: center;">13割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満</td> <td style="text-align: center;">15割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満</td> <td style="text-align: center;">17割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が10,000円以上</td> <td style="text-align: center;">20割</td> </tr> <tr> <td>営利・営業・宣伝等の目的</td> <td style="text-align: center;">15割</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 利用者が市外居住者である場合の<u>使用料</u>は、第1項の基本額又は第2項若しくは前項の規定により算出した額に、第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>5 利用時間を超過した場合の<u>使用料</u>は、当該超過した時間1時間につきその直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による<u>使用料</u>を当該利用時間区分の時間数で除して得た額</p>	区分	割合	入場料、会費等の額が1,000円未満	12割	入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割	入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割	入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割	入場料、会費等の額が10,000円以上	20割	営利・営業・宣伝等の目的	15割
区分	割合																												
入場料、会費等の額が1,000円未満	12割																												
入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割																												
入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割																												
入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割																												
入場料、会費等の額が10,000円以上	20割																												
営利・営業・宣伝等の目的	15割																												
区分	割合																												
入場料、会費等の額が1,000円未満	12割																												
入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割																												
入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割																												
入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割																												
入場料、会費等の額が10,000円以上	20割																												
営利・営業・宣伝等の目的	15割																												

旧		新									
<p>とする。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。</p> <p>6 前各項の規定により<u>利用料金</u>の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>7 大ホール及びホワイエの冷暖房設備の<u>利用料金</u>については別に徴収するものとし、当該<u>利用料金</u>の額は実費相当額とする。</p>		<p>とする。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。</p> <p>6 前各項の規定により<u>使用料</u>の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>7 大ホール及びホワイエの冷暖房設備の<u>使用料</u>については別に徴収するものとし、当該<u>使用料</u>の額は実費相当額とする。</p> <p>8 <u>附属設備の使用料の額は、規則で定める。</u></p>									
<p>別表第2(第10条関係)</p> <p><u>舞鶴東コミュニティセンター利用料金表</u></p> <p>1 基本額は、次のとおりとする。</p>		<p>別表第2(第7条関係)</p> <p><u>舞鶴東コミュニティセンター使用料表</u></p> <p>1 基本額は、次のとおりとする。</p>									
施設区分		利用時間区分				施設区分		利用時間区分			
		午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)			午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)
集会室 (小ホール)	平日	円 4,350	円 5,850	円 7,000	円 17,200	集会室 (小ホール)	平日	円 4,350	円 5,850	円 7,000	円 17,200
	土曜日	5,250	7,000	8,400	20,650		土曜日	5,250	7,000	8,400	20,650
	日曜日						日曜日				
	祝日						祝日				
展示室 A		2,750	3,700	3,700	10,150	展示室 A		2,750	3,700	3,700	10,150
展示室 B		1,350	1,800	1,800	4,950	展示室 B		1,350	1,800	1,800	4,950
会議室		2,100	2,800	2,800	7,700	会議室		2,100	2,800	2,800	7,700
研修室 1		1,500	2,050	2,050	5,600	研修室 1		1,500	2,050	2,050	5,600
研修室 2		1,500	2,050	2,050	5,600	研修室 2		1,500	2,050	2,050	5,600

旧					新																																
和室	1,350	1,800	1,800	4,950	和室	1,350	1,800	1,800	4,950																												
<p>備考 学校教育法及び児童福祉法に規定する学校等の児童、生徒又は学生が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の5割相当額とする。</p> <p>2 1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの<u>利用料金</u>は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する<u>利用料金</u>の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。</p> <p>3 施設を練習又は準備のために利用する場合の<u>利用料金</u>は、第1項の基本額の5割相当額とする。ただし、1時間を単位として利用する場合を除く。</p> <p>4 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の<u>利用料金</u>は、第1項の基本額又は第2項の規定により算出した額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料、会費等の額が1,000円未満</td> <td>12割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満</td> <td>13割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満</td> <td>15割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満</td> <td>17割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が10,000円以上</td> <td>20割</td> </tr> <tr> <td>営利・営業・宣伝等の目的</td> <td>15割</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 利用者が市外居住者である場合の<u>利用料金</u>は、利用時間区分を単位とする利用にあっては、第1項の基本額又は第3項若しくは前項の規定により算出した額に第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とし、1時間を単位とする利用にあっては、第</p>					区分	割合	入場料、会費等の額が1,000円未満	12割	入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割	入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割	入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割	入場料、会費等の額が10,000円以上	20割	営利・営業・宣伝等の目的	15割	<p>備考 学校教育法及び児童福祉法に規定する学校等の児童、生徒又は学生が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の5割相当額とする。</p> <p>2 1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの<u>使用料</u>は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する<u>使用料</u>の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。</p> <p>3 施設を練習又は準備のために利用する場合の<u>使用料</u>は、第1項の基本額の5割相当額とする。ただし、1時間を単位として利用する場合を除く。</p> <p>4 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の<u>使用料</u>は、第1項の基本額又は第2項の規定により算出した額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料、会費等の額が1,000円未満</td> <td>12割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満</td> <td>13割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満</td> <td>15割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満</td> <td>17割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が10,000円以上</td> <td>20割</td> </tr> <tr> <td>営利・営業・宣伝等の目的</td> <td>15割</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 利用者が市外居住者である場合の<u>使用料</u>は、利用時間区分を単位とする利用にあっては、第1項の基本額又は第3項若しくは前項の規定により算出した額に第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とし、1時間を単位とする利用にあっては、第2項</p>					区分	割合	入場料、会費等の額が1,000円未満	12割	入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割	入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割	入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割	入場料、会費等の額が10,000円以上	20割	営利・営業・宣伝等の目的	15割
区分	割合																																				
入場料、会費等の額が1,000円未満	12割																																				
入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割																																				
入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割																																				
入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割																																				
入場料、会費等の額が10,000円以上	20割																																				
営利・営業・宣伝等の目的	15割																																				
区分	割合																																				
入場料、会費等の額が1,000円未満	12割																																				
入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割																																				
入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割																																				
入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割																																				
入場料、会費等の額が10,000円以上	20割																																				
営利・営業・宣伝等の目的	15割																																				



旧	新
<p>2 項の規定により算出した額又は前項の規定により算出した額に第 2 項の規定により算出した額の 5 割相当額をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>6 利用時間を超過した場合の<u>利用料金</u>は、当該超過した時間 1 時間につき、利用時間区分を単位とする利用にあつては、その直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による<u>利用料金</u>の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1 時間を単位とする利用にあつては、その直前の 1 時間当たりの<u>利用料金相当額</u>とする。この場合において、当該超過した時間に 1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。</p> <p>7 前各項の規定により<u>利用料金</u>の額を算定する場合において、当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>8 集会室の冷暖房設備の<u>利用料金</u>については別に徴収するものとし、当該<u>利用料金</u>の額は実費相当額とする。</p>	<p>の規定により算出した額又は前項の規定により算出した額に第 2 項の規定により算出した額の 5 割相当額をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>6 利用時間を超過した場合の<u>使用料</u>は、当該超過した時間 1 時間につき、利用時間区分を単位とする利用にあつては、その直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による<u>使用料</u>の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1 時間を単位とする利用にあつては、その直前の 1 時間当たりの<u>使用料相当額</u>とする。この場合において、当該超過した時間に 1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。</p> <p>7 前各項の規定により<u>使用料</u>の額を算定する場合において、当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>8 集会室の冷暖房設備の<u>使用料</u>については別に徴収するものとし、当該<u>使用料</u>の額は実費相当額とする。</p> <p><u>9 附属設備の使用料の額は、規則で定める。</u></p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の舞鶴市文化施設条例の規定によりされた利用の承認、利用の承認の申請その他の行為(同日以後の利用に係るものに限る。)は、この条例による改正後の舞鶴市文化施設条例の相当規定によりされた利用の承認、利用の承認の申請その他の行為とみなす。</p>

舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第5条)</p> <p>第2章 市民等の参加及び協力(第6条—第10条)</p> <p>第3章 廃棄物の減量化の推進(第11条—第13条)</p> <p>第4章 廃棄物の適正処理(第14条—第23条)</p> <p>第5章 地域の清潔の保持(第24条・第25条)</p> <p>第6章 一般廃棄物処理業等の許可等(第26条・第27条)</p> <p>第7章 一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格(第28条)</p> <p>第8章 <u>手数料(第29条・第29条の2)</u></p> <p>第9章 雑則(第30条—第36条)</p> <p>附則 (舞鶴市廃棄物減量等推進審議会)</p> <p>第8条 市長は、一般廃棄物の減量化及び適正処理等に関する事項について審議するため、舞鶴市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く<u>ことができる</u>。 (事業者の廃棄物の減量化)</p> <p>第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等その事業活動に伴って生じることとなる廃棄物について、<u>次の各号に定める方策を積極的に講ずることにより、その減量化に努めなければならない</u>。 (1)から(6)まで (略) <u>(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)</u></p> <p>第28条 (略) <u>(可燃ごみの処分及び粗大ごみの収集等に係る手数料)</u></p> <p>第29条 <u>市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、一般廃棄物のうち舞鶴市の処理施設において焼却処理するご</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第5条)</p> <p>第2章 市民等の参加及び協力(第6条—第10条)</p> <p>第3章 廃棄物の減量化の推進(第11条—第13条)</p> <p>第4章 廃棄物の適正処理(第14条—第23条)</p> <p>第5章 地域の清潔の保持(第24条・第25条)</p> <p>第6章 一般廃棄物処理業等の許可等(第26条・第27条)</p> <p>第7章 一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格(第28条)</p> <p>第8章 <u>手数料(第29条—第29条の3)</u></p> <p>第9章 雑則(第30条—第36条)</p> <p>附則 (舞鶴市廃棄物減量等推進審議会)</p> <p>第8条 市長は、一般廃棄物の減量化及び適正処理等に関する事項について審議するため、舞鶴市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (事業者の廃棄物の減量化)</p> <p>第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等その事業活動に伴って生じることとなる廃棄物について、<u>次に掲げる方策を積極的に講ずることにより、その減量化に努めなければならない</u>。 (1)から(6)まで (略)</p> <p>第28条 (略) <u>(一般廃棄物の処理に係る手数料)</u></p> <p>第29条 市長は、<u>別表第1に掲げる一般廃棄物に係る処理(家庭系一般廃棄物の粗大ごみにあつては、当該粗大ごみに係る収集及び運搬を</u></p>

旧		新																																																		
<p>み(以下「可燃ごみ」という。)に係る処分については占有者等又は事業者から、家庭系一般廃棄物のうち粗大ごみに係る収集及び運搬(以下「収集等」という。)については占有者等からそれぞれ別表に掲げる手数料を規則で定めるところにより徴収する。</p>		<p>いう。)について、占有者等から同表に定める額の手数料を規則で定めるところにより徴収する。</p>																																																		
2及び3 (略)		2及び3 (略)																																																		
(一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等)		(一般廃棄物の搬入受付に係る手数料)																																																		
第29条の2 (略)		第29条の2 市長は、第20条第1項に規定する舞鶴市の処理施設への一般廃棄物の搬入(一般廃棄物収集運搬業者が行うものを除く。)に係る受付について、搬入の申出の際、占有者等から別表第2に定める額の手数料を徴収する。																																																		
別表(第29条関係)		2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の手数料について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは、「第29条の2第1項」と読み替えるものとする。																																																		
(一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等)		(一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等)																																																		
第29条の3 (略)		第29条の3 (略)																																																		
別表第1(第29条関係)		別表第1(第29条関係)																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">手数料の区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">可燃ごみ</td> <td>家庭用ごみ袋</td> <td>10リットル相当の容量のもの</td> <td>1袋につき 8円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20リットル相当の容量のもの</td> <td>〃 17円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30リットル相当の容量のもの</td> <td>〃 26円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>45リットル相当の容量のもの</td> <td>〃 40円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90リットル相当の容量のもの</td> <td>〃 79円</td> </tr> <tr> <td>事業用ごみ袋</td> <td>45リットル相当の容量のもの</td> <td>〃 40円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70リットル相当の容量のもの</td> <td>〃 62円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90リットル相当の容量のもの</td> <td>〃 79円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">粗大ごみ</td> <td>5,000円以内で規則で定める額</td> </tr> </tbody> </table>		手数料の区分		手数料の額	可燃ごみ	家庭用ごみ袋	10リットル相当の容量のもの	1袋につき 8円		20リットル相当の容量のもの	〃 17円		30リットル相当の容量のもの	〃 26円		45リットル相当の容量のもの	〃 40円		90リットル相当の容量のもの	〃 79円	事業用ごみ袋	45リットル相当の容量のもの	〃 40円		70リットル相当の容量のもの	〃 62円		90リットル相当の容量のもの	〃 79円	粗大ごみ		5,000円以内で規則で定める額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">一般廃棄物の区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">家庭系一般廃棄物</td> <td rowspan="6">可燃ごみ</td> <td>10リットル相当の容量の指定ごみ袋1袋につき</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>20リットル相当の容量の指定ごみ袋1袋につき</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>30リットル相当の容量の指定ごみ袋1袋につき</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>45リットル相当の容量の指定ごみ袋1袋につき</td> <td>45円</td> </tr> <tr> <td>90リットル相当の容量の指定ごみ袋1袋につき</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		一般廃棄物の区分		手数料の額	家庭系一般廃棄物	可燃ごみ	10リットル相当の容量の指定ごみ袋1袋につき	10円	20リットル相当の容量の指定ごみ袋1袋につき	20円	30リットル相当の容量の指定ごみ袋1袋につき	30円	45リットル相当の容量の指定ごみ袋1袋につき	45円	90リットル相当の容量の指定ごみ袋1袋につき	90円			
手数料の区分		手数料の額																																																		
可燃ごみ	家庭用ごみ袋	10リットル相当の容量のもの	1袋につき 8円																																																	
		20リットル相当の容量のもの	〃 17円																																																	
		30リットル相当の容量のもの	〃 26円																																																	
		45リットル相当の容量のもの	〃 40円																																																	
		90リットル相当の容量のもの	〃 79円																																																	
	事業用ごみ袋	45リットル相当の容量のもの	〃 40円																																																	
	70リットル相当の容量のもの	〃 62円																																																		
	90リットル相当の容量のもの	〃 79円																																																		
粗大ごみ		5,000円以内で規則で定める額																																																		
一般廃棄物の区分		手数料の額																																																		
家庭系一般廃棄物	可燃ごみ	10リットル相当の容量の指定ごみ袋1袋につき	10円																																																	
		20リットル相当の容量の指定ごみ袋1袋につき	20円																																																	
		30リットル相当の容量の指定ごみ袋1袋につき	30円																																																	
		45リットル相当の容量の指定ごみ袋1袋につき	45円																																																	
		90リットル相当の容量の指定ごみ袋1袋につき	90円																																																	

旧	新		
	不燃ごみ(埋立ごみに限る。)	20リットル相当の容量の指定ごみ袋1袋につき 20円	
		30リットル相当の容量の指定ごみ袋1袋につき 30円	
		45リットル相当の容量の指定ごみ袋1袋につき 45円	
	不燃ごみ(ペットボトル及びプラスチック容器包装類に限る。)	20リットル相当の容量の指定ごみ袋1袋につき 16円	
		30リットル相当の容量の指定ごみ袋1袋につき 24円	
		45リットル相当の容量の指定ごみ袋1袋につき 36円	
	粗大ごみ	1個につき 5,000円以内で規則で定める額	
	事業系一般廃棄物	可燃ごみ	45リットル相当の容量の指定ごみ袋1袋につき 45円
			70リットル相当の容量の指定ごみ袋1袋につき 70円
			90リットル相当の容量の指定ごみ袋1袋につき 90円
<p>備考</p> <p>1 家庭用ごみ袋とは、家庭系一般廃棄物(可燃ごみに限る。)を収納するごみ袋で、市長が指定するものをいう。</p> <p>2 事業用ごみ袋とは、事業系一般廃棄物(可燃ごみに限る。)を収納するごみ袋で、市長が指定するものをいう。</p>	<p>備考 「指定ごみ袋」とは、一般廃棄物を収納するごみ袋で、市長が指定するものをいう。</p>		
	別表第2(第29条の2関係)		
	処理施設の区分	手数料の額	
	舞鶴市清掃事務所	1回につき 200円	
舞鶴市リサイクルプラザ	1回につき 400円		

旧	新
	<p style="text-align: center;">改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第8条、第12条及び第28条の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際、この条例による改正前の別表に規定する可燃ごみの処理に係る手数料を徴収し、交付した家庭用ごみ袋及び事業用ごみ袋で、現に残存するものは、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の可燃ごみの処理においても、なお使用することができる。</p> <p>(準備行為)</p> <p>3 この条例による改正後の別表第1に規定する不燃ごみの施行日以後の処理に係る手数料の徴収その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。</p>

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
<p>(定義)                      第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。                      (1)から(22)まで (略)                      (23) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第3項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。                      (24)から(29)まで (略)</p>	<p>(定義)                      第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。                      (1)から(22)まで (略)                      (23) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第2項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。                      (24)から(29)まで (略)                      改正附則                      この条例は、公布の日から施行する。</p>